

## 京都府立医科大学附属図書館視聴覚室利用細則

### (目的)

第1条 この細則は、京都府立医科大学附属図書館利用規程(規程17)の第2条第2項の規定により、京都府立医科大学附属図書館視聴覚室(以下「視聴覚室」という。)を利用する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用時間)

第2条 視聴覚室の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後8時45分まで
- (2) 土曜日 午前10時から午後5時45分まで

### (利用の制限)

第3条 視聴覚室は、備付機器を使用する場合のほかは利用できない。

### (利用の手続き)

第4条 視聴覚室(ビデオルームを除く。以下同じ)を利用しようとする者は、AVルーム利用許可申請書(別記様式)を附属図書館長(以下「館長」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

### (予約)

第5条 視聴覚室の利用については、利用しようとする日の属する月の前月の1日から予約することができる。

### (利用方法)

第6条 AVルームを利用する際は、カウンターで鍵を受け取り、利用後は、機器及び室内を原状に復し、施錠の上、鍵をカウンターに返却しなければならない。

### 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

図書館長	事務長	担当者

AV ルーム利用許可申請書

年 月 日

京都府立医科大学附属図書館長 様

所属又は学年

電話

利用者氏名

京都府立医科大学附属図書館利用規則及び同視聴覚室利用細則を  
遵守の上、AV ルームを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用日時 年 月 日 ( ) 時から 時まで
- 2 利用目的
- 3 利用人数
- 4 設置 AV 機器等の使用 有 無  
使用機器 ( )
- 5 特記事項